

原議保存期間 10年  
(平成30年12月31日まで)

警察庁丁交指発第86号  
平成20年7月3日  
警察庁交通局交通指導課長

警視庁交通部長 殿  
各道府県警察(方面)本部長  
(参考送付先)  
各管区警察局広域調整部長

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項について

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令(平成20年内閣府・国土交通省令第2号。以下「改正命令」という。)は、平成20年6月30日公布され、本年8月1日から施行されることとなった。

改正命令の趣旨及び内容については「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令の制定及び施行について」(平成20年6月30日付け警察庁丙規発第19号。以下「局長通達」という。)をもって通達されたところであるが、改正命令の施行に伴う交通指導取締り上の留意事項については下記のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、事務処理上遺憾のないようにされたい。

#### 記

#### 1 規制標識「専用通行帯(327の4)」及び規制標示「専用通行帯(109の6)」の意味の変更関係

局長通達記第1の2(2)のとおり、特定の車両の専用通行帯が設けられている場合にあっても、従前は小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両については例外として当該専用通行帯の通行ができることとされてきたところであるが、今回の改正により、自転車の専用通行帯が設けられている場合は軽車両以外の車両は、当該専用通行帯以外の車両通行帯を通行しなければならないこととされたところである。

したがって、改正命令の施行後は、自転車専用通行帯を小型特殊自動車又は原動機付自転車が通行した場合には、通行帯違反(道路交通法(昭和35年法律第105号)第20条第2項違反)が成立することとなることに留意すること。

#### 2 規制標示「平行駐車(112)」、「直角駐車(113)」及び「斜め駐車(114)」の意味の変更関係

局長通達記第2の2(2)のとおり、今回の改正により、時間制限駐車区間の交通規制を行うために設置した標示にも、当該制限駐車区間の交通規制が行われていない時間帯には、駐車方法の指定の意味が付加されることとされたところである。

したがって、改正命令の施行後は、時間制限駐車区間の交通規制が時間帯を限定して行われている場合で当該規制が行われていない時間帯には、当該標示に従った方法によって停車又は駐車をしなければならないこととなり、例えば、時間制限駐車区間の交通規制が行われていない時間帯に、左側端に沿って駐車しているものの、当該標示には従って駐車していない場合には駐車方法の指定違反(道路交通法第48条違反)が成立す

る一方、一方通行道路において右側端に沿って駐車している場合であっても、当該標示に従って駐車している場合には、駐車の方法違反（道路交通法第47条）は成立しないこととなることに留意すること。

また、本改正の内容については、部下職員はもちろん駐車監視員に対しても確実に教養を実施するなどその運用に誤りのないようにされたい。